

西宮市営住宅等敷地内  
災害対応型自動販売機  
設置事業者募集要項

令和6年1月  
西宮市住宅部

## 目 次

<本件募集事務手続きの流れ> .....	1
1. 募集対象場所 .....	2
2. 応募資格 .....	2
3. 契約内容等 .....	2
4. 応募申込み .....	3
5. 納付率提案書の提出及び審査 .....	4
6. 契約手続の説明 .....	6
7. 契約について .....	6
8. その他 .....	6
9. 問合せ先 .....	6
応募申込書 .....	8
誓約書 .....	10
質問書 .....	12
納付率提案書 .....	13
委任状 .....	14
行政財産有償貸付契約書（案） .....	15
暴力団排除に関する特約 .....	20
西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業に関する仕様書 .....	22
設置場所付近図 .....	25

## <本件募集事務手続きの流れ>

【令和6年 1月18日】募集要項の配布



【令和6年 2月 1日】質問書の提出期限



【令和6年 2月 5日】質問書の回答（予定）



【令和6年 2月 7日】応募申込書の受付開始



【令和6年 2月15日】応募申込書の受付締切



【令和6年 2月21日】納付率の提案審査・設置予定事業者の決定



【令和6年 3月中旬】貸付契約の締結



【令和6年 4月】自動販売機設置・供用開始

## 西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者募集要項

西宮市が行う西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

### 1. 募集対象場所

西宮市高須町1丁目住宅 外 7住宅（P. 7別表参照。以下、「本件土地」という。）  
1住宅につき1台 合計8台設置（屋外のみ）

### 2. 応募資格

次の要件を全て満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 大阪・神戸市を含む阪神間に本支店又は営業所があること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、募集年度を含む連続した過去3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した同種の設置事業者の公募において、納付率提案後若しくは有償貸付契約後、正当な理由なく辞退し、若しくは有償貸付契約を解除され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### 3. 契約内容等

#### (1) 契約形態

本募集である自動販売機設置事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が事業者に対し、行政財産である土地の一部を貸し付ける方法により行います。

#### (2) 用途の指定

自動販売機の設置に限定します。本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

#### (3) 使用の条件

契約にあたって付する条件は、別紙「行政財産有償貸付契約書（案）」及び「西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業に関する仕様書」のとおりです。

#### (4) 権利設定及び譲渡の禁止

土地を転貸すること、権利の譲渡及び担保に供することはできません。

#### (5) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、自動販売機は令和6年4月中に設置するものとします。

#### (6) 貸付料

西宮市公有財産規則第31条第1項第2号により算出した貸付料。(P.7別表参照)  
年度ごとに、本市の請求に基づき、本市の指定する納付書により期日までに全額を前納してください。

※全額前納のため、保証人は不要です。

(7) 電気料金

自動販売機の使用に必要な電気料金は、全て借受人の負担とします。また、電源については、特段の事情がない限り、住宅内の引き込みメーター等からではなく、借受人が直接引き込むこととし、引き込み費用についても借受人の負担とします。

(8) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上金額に借受人が提案した納付率を乗じた額。なお、小数点以下は切捨てとします。

借受人は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、半年ごとに売上報告書を提出し、本市の請求に基づき、本市の指定する納付書により期日までに納付してください。

(9) 借受人の義務

- ① 借受人は、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地を使用してください。
- ② 借受人は、本市が本件土地の状況等につき実地に調査し、又は所要の報告を求めた場合には協力する義務があります。

(10) その他

自動販売機に関する利用者及び近隣への対応は、借受人が一切の自己責任で行うものとします。

#### 4. 応募申込み

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和6年1月18日(木)から令和6年2月15日(木)まで
- ② 配布方法 市のホームページ(アドレス <https://www.nishi.or.jp/>)からダウンロードしてください。  
窓口での配布は行いません。

(2) 応募受付期間

令和6年2月7日(水)から令和6年2月15日(木)まで(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)  
午前9時～午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 応募受付場所

西宮市池田町8番11号  
西宮市都市局住宅部住宅調整課(西宮市役所池田庁舎4階)

(4) 応募に必要な書類

- ① 応募申込書(様式1 A4サイズ両面)
- ② 誓約書(様式2 A4サイズ両面)
- ③ 印鑑証明書(発行後3箇月以内)【原本】
- ④ 資格審査資料

- ア 自動販売機の設置業務実績のわかるもの
- イ 税の証明書（国税（法人税及び消費税等）に係る直近の納税証明書及び県・市民税の完納証明書）
- ウ 登記事項証明書（発行後 3 箇月以内）【原本】
- エ 法人概要書（会社案内のパンフレット等）

※登記事項証明書については履歴事項証明書の原本を提出してください。他の書類についてはその写しで差支えありません。

- ⑤ 委任状（応募、契約締結等を委任する場合のみ必要。様式 5 A 4 サイズ片面）

#### (5) 応募の手続き

応募受付期間内に、本募集要項 4（4）にて列挙する必要書類を受付場所に直接持参してください。

※郵送、電話、ファックス、インターネット等、持参以外の方法による受付は行いません。

#### (6) 応募に当たっての留意事項

- ① 選定後の行政財産有償貸付契約は、応募申込書に記載した名義で締結してください。
- ② 提出された応募申込書一式の内容が本募集要項 2（1）から（6）のいずれかに反する場合は受付を取り消します。

#### (7) 質問及び回答

本募集に関する質問については、質問書（様式 3）を電子メールにて提出してください。質問書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答は、本市ホームページに掲載します。

質問受付期間 : 令和 6 年 1 月 1 8 日（木）から令和 6 年 2 月 1 日（木）午後 5 時 3 0 分まで

質問の提出先 : juchosei@nishi.or.jp（西宮市住宅調整課）

メール件名 : 「自動販売機設置事業者募集に関する質問」としてください。

質問回答予定 : 質問の受付終了後、2 開庁日後を目途に回答します。

## 5. 納付率提案書の提出及び審査

#### (1) 納付率提案書の提出及び審査の日時

提出日時 : 令和 6 年 2 月 2 1 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時まで

審査日時 : 令和 6 年 2 月 2 1 日（水） 午後 2 時から

#### (2) 納付率提案書の提出及び審査の場所

西宮市役所池田庁舎 3 階 3 0 1 会議室

#### (3) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 納付率提案書（様式 4）
- ② 委任状（様式 5）（代理人により応募しようとする場合のみ。応募申込み時に提出した場合は不要）
- ③ 印鑑（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）
- ④ 身分を証明できるもの

#### (4) 納付率提案書の投函方法

- ① 応募資格者は、納付率提案書に必要事項を記載し、記名押印（申込書と同じ印鑑）の上、封筒に入れ、入札箱に投函してください。なお、審査当日出席しなかった者又は提出時間に遅刻した者は棄権とみなします。
  - ② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状は担当職員の指示に従い提出してください。
- (5) 納付率提案書の表示
- 納付率は百分率で表示し、小数点以下は表示しないでください。小数点以下を表示した納付率提案書は、小数点以下を切り捨てて計算します。
- (6) 納付率提案書の書換え等の禁止
- 応募者は、入札箱に投函した納付率提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 納付率提案審査
- ① 納付率提案審査は、納付率提案書の投函締切後、直ちに応募者立会いのもとで行います。
  - ② 応募者が納付率提案審査に立ち会わないときは、当該審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
  - ③ 納付率提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。
- (8) 納付率提案書の無効
- 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 最低納付率（15%）を下回るもの。
  - ② 応募参加資格がない者が納付率提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が納付率提案したもの。
  - ③ 納付率提案書に記名押印がないもの。
  - ④ 本市所定の納付率提案書を用いなかったもの。
  - ⑤ 同一応募について応募者又はその代理人が2以上の応募をした場合、その全部の応募。
  - ⑥ 同一応募について応募者及びその代理人がそれぞれ応募した場合、その双方の応募。
  - ⑦ 同一応募について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として応募した場合、その全部の応募。
  - ⑧ 納付率又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
  - ⑨ 納付率の訂正、削除、挿入等を行った場合で、訂正印の押印がないもの。
  - ⑩ 応募に関し不正な行為を行った者がしたもの。
  - ⑪ その他応募に関する地方自治法、同施行令及び西宮市契約規則に違反したもの。
- (9) 設置予定事業者の決定
- 設置予定事業者は、最低納付率以上で、かつ、納付率が一番高い事業者を選定します。ただし、その提案が無効となった場合には、有効な提案のうち、最低納付率以上で、次に高い納付率を提案した者を選定します。
- 設置予定事業者には、選定後、引き続き契約に関する説明を行います。
- (10) くじによる設置事業者の決定
- 一番高い納付率が2者以上ある場合は、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

対象者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該審査事務に関係のない職員）が当該対象者に代わってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

#### (11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の法人名及び決定納付率を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を納付率提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。また、結果については、本市ホームページにて公表します。

#### (12) 納付率提案審査の中止

不正な納付率提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、納付率提案審査を中止又は納付率提案審査期日を延期することがあります。

### **6. 契約手続の説明**

- (1) 契約手続の説明を納付率提案審査終了後に引き続き行います。
- (2) 契約説明会には、選定者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく、契約説明会に出席されない場合は、選定者の資格を取り消します。

### **7. 契約について**

貸付契約の締結は、令和6年3月中旬頃を予定しています。

なお、貸付契約は応募申込書に記載された名義で行います。

### **8. その他**

- (1) 貸付契約の締結及び履行に関する一切の費用については、借受人の負担となります。
- (2) 現地については、募集要項の配布開始日（令和6年1月18日（木））から応募申込書の受付期限（令和6年2月15日（木））まで見学が可能です。ただし、敷地内に立ち入る場合は本市住宅調整課までご連絡ください。また、見学する場合は市営住宅入居者及び近隣の迷惑とならないようお願いします。
- (3) 提出された応募申込書等は返却しません。
- (4) 応募のために提出された書類等に記載された個人情報、本件募集事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

### **9. 問合せ先**

〒662-0911

兵庫県西宮市池田町8番11号（池田庁舎4階）

西宮市都市局住宅部住宅調整課

TEL：0798-35-3029

Mail：juchosei@nishi.or.jp

【別表】

No.	設置場所	所在地（地番）	1㎡あたり 月額貸付料※1	令和4年度 売上金額実績※2
1	高須町1丁目住宅	高須町1丁目72番18の一部	245円	1,285,100円
2	西宮浜4丁目住宅	西宮浜4丁目2番41の一部	243円	1,449,150円
3	樋ノ口町2丁目住宅	樋ノ口町2丁目1番9の一部	397円	703,110円
4	甲子園口6丁目住宅	甲子園口6丁目272番の2の一部	354円	278,690円
5	甲子園九番町住宅	甲子園九番町158番5の一部	325円	485,670円
6	小松北町1丁目住宅	小松北町1丁目26番の一部	405円	728,180円
7	高畑町住宅	高畑町20番17の一部	490円	367,160円
8	上ヶ原八番町住宅	上ヶ原八番町114番1の一部	312円	177,400円

※1 小数点以下を切り捨てて表示しています。

なお、実際に納付していただく金額は、1㎡あたりの月額貸付料（小数点以下切り捨て前）に、自動販売機と空き容器分別回収ボックスの設置面積の合計を乗じて得た金額の小数点以下を切り捨てた金額とするため、表示している月額貸付料に設置面積を乗じて得た金額とは異なる場合があります。

※2 あくまでも実績であり、売上を保証するものではありません。

受付番号

## 応募申込書

西宮市長 様

募集要項の各条項を承知し、西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者の募集について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 大阪・神戸市を含む阪神間に本支店又は営業所がある者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、募集年度を含む連続した過去3年以上の実績を有していること。
- (3) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (4) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属する者でないこと。
- (6) 本市が実施した同種の設置事業者の公募において、納付率提案後若しくは有償貸付契約後、正当な理由なく辞退し、若しくは有償貸付契約を解除され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- (7) 募集要項の各条項を十分承知のうえで応募すること。

なお、決定納付率及び設置予定事業者について公表することに同意します。

令和 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

担当者 氏名 :  
連絡先 :

○添付書類

- ・誓約書（様式2 A4サイズ両面）
- ・印鑑証明書（発行後3箇月以内）【原本】
- ・自動販売機の設置業務実績のわかるもの
- ・国税及び本社所在地における市町村税の未納の税額がないことの証明書（国税は納税証明書（その3の3）に限る）
- ・登記事項証明書（発行後3箇月以内）【原本】
- ・法人概要書（会社案内のパンフレット等）
- ・委任状（応募、契約締結等を委任する場合のみ必要）

## 誓約書

西宮市長 様

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。なお、西宮市長がこの誓約書の写し及び役員等の名簿その他西宮市長が必要と認める書類（以下「役員名簿等の書類」という。）の写しを兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、西宮市長が警察署長に下記のことについて意見聴取（文書照会）すること及び、警察署長から得た情報を西宮市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は西宮市教育委員会その他西宮市各機関と共有することについて同意します。

### 記

- 1 暴力団（条例第2条第1号）、暴力団員（条例第2条第2号）又は暴力団密接関係者（条例第2条第3号）に該当しないこと。 ※裏面の条例抜粋を確認
- 2 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1に該当する者をその受託者としないこと。また、その第三者が別の第三者を受託者とする場合など業務の一部を受託するすべての第三者についても、上記1に該当する者を受託者としないよう指導すること。
- 3 契約に係る一連の手続きにおいて、西宮市長が警察署長への意見聴取（文書照会）の必要があると認めた場合、役員名簿等の書類を提出すること。また、業務の一部を受託するすべての第三者に対しては、この誓約書の趣旨を説明のうえ誓約書及び役員名簿等の書類を求め、速やかに西宮市長に提出すること。
- 4 この誓約書に違反したときには、西宮市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

所在地

法人名

印

代表者氏名

印

西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）となり、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者）

（ア）自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

（イ）暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでに掲げるいずれかに該当するものであることを知りながら、これを利用している事業者

## 質 問 書

(宛先)

西宮市都市局住宅部住宅調整課

西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者の募集について、質問事項がありますので、提出します。

質問者	法人名	(ふりがな)
	法人所在地	
	所属	
	担当者氏名	(ふりがな)
	連絡先	電 話 番 号 :
	F A X 番 号 :	
	メールアドレス :	
内 容		

※文章はできるだけ簡潔なものとしてください。

※本様式については、Microsoft Office Word ブック (\*.docx) 形式にて提出してください。(本ファイルを利用してください。)

## 納付率提案書

西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者の募集において、下記の納付率による設置を提案します。

納付率		
		%

令和 年 月 日

西宮市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 注意

最低納付率（15％）を下回るものや、訂正印のない納付率の訂正、印漏れは無効とします。

# 委 任 状

西宮市長 様

委任者

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の者を代理人と定め、西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者の募集への応募に係る下一切の事項について委任します。

受任者

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_ 印

受任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

## 行政財産有償貸付契約書（案）

貸付人 西宮市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、行政財産（土地）について以下の条項により賃貸借を内容とする契約を締結する。

### （貸付物件及び指定用途）

第1条 乙は、甲が所有する別表の土地（以下、「本件土地」という。）について、災害対応型自動販売機（以下、「自動販売機」という。）設置の用途のために借り受ける。

### （貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5箇年とする。

### （条件の遵守）

第3条 乙は、「西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業者募集要項」及び「西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業に関する仕様書」に定める事項を遵守しなければならない。

### （貸付料等）

第4条 乙は、別表に定める貸付料を、年度ごとに甲の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに全額を前納しなければならない。ただし、本契約書に定める貸付期間中は貸付料の更新はしない。

2 乙は、仕様書に定める電気料金を負担しなければならない。

3 乙は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、半年ごとに甲に売上報告書を提出し、売上金額に提案納付率 % を乗じた自動販売機取扱料を、甲の指定する納付書により期日までに納付しなければならない。

### （延滞金）

第5条 乙は、前条第1項の貸付料及び第3項の自動販売機取扱料につき、甲の指定する期日までに納付しなかったときは、納付の期日の翌日から納付した日までの期間の日数に応じて年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。この場合において、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

### （使用の制限）

第6条 乙は、本件土地を第1条に定める用途以外に使用してはならない。

2 乙は、本件土地の賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

3 乙は、本件土地の現状を変更しようとするときは、事前に書面で甲の承認を得なければならない。

4 乙は、本件土地の使用に関して甲が特に指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(災害時の対応)

第7条 甲は、大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合かつ甲の災害対策本部が設置された場合に、乙の承諾を得た上で、自動販売機内に在庫する商品を災害救援飲料として提供を受けることができる。

(管理義務等)

第8条 乙は、本件土地の使用について常に善良なる管理者としての注意義務をもって維持管理するものとし、自動販売機設置事業に要する一切の費用は乙の負担とする。

2 本契約期間内においては、乙は本件土地に設置する自動販売機的美観維持に努め、設置に関して生じた利用者等からの苦情は全て乙の責任において処理するものとする。

(禁止事項)

第9条 この契約に基づく事業は、乙自らが行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付期間中であっても本契約を解除することができる。ただし、第1号を除く各号に該当するときは、催告その他何らかの手続きを要すことなく甲は本契約を解除できるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共団体において、本件土地を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。
- (2) 乙が、第4条の規定により甲に納付すべき金額を、納付期限後3箇月以上経過してなお納付しないとき。
- (3) 乙が、銀行取引の停止又は差押、解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生法等の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が別記「暴力団排除に関する特約」に掲げる暴力団等に該当したとき。
- (5) 乙の所在が、2箇月以上不明なとき。
- (6) 乙が、本契約の条項及び義務並びに関連法規に違反したとき。

(調査協力義務等)

第11条 甲は、本件土地について、随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

2 甲は、必要と認められるときは、乙に対し、自動販売機設置事業について質問し、または資料の提出を求めることができる。

(不可抗力)

第12条 天災地変、法令の制定若しくは改正その他の不可抗力により、本件土地における自動販売機設置事業が不可能若しくは困難になり又は、本契約の履行が不可能若しくは困難になったときは、甲又は乙の申し出により協議の上、本契約を解除することができる。この場合、甲乙は相互に損害賠償義務を負わない。

(原状復旧等)

第13条 乙は、第2条に規定する貸付期間が満了したとき又は第10条の規定により本契約を解除されたときは、貸付期間満了日又は契約解除日の後15日以内に原状復旧その他必要な措置を甲の指示するところにより講じなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める原状復旧その他必要な措置を履行しないときは、乙に代わって自ら執行し、又は他人に執行させることができる。

3 前項の執行に要した費用は全て乙が負担することとする。

(貸付料の精算)

第14条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、月の途中で解除した場合は、解除された月の翌月分から精算することとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第2条に規定する貸付期間が満了し、又は第10条の規定により本契約を解除された場合において、自動販売機を撤去するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対してその償還を請求することができない。

(立退き料)

第17条 乙は、本件土地明渡しに際し、甲に対し立退き料その他名目の如何にかかわらず、これに類する金銭の請求をすることはできない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務及び協議)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、本件土地が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に定めなき事項又は疑義があるときは、甲乙ともに信義誠実をもって協議の上決定又

は解決するものとする。

(特約条項)

第20条 別記「暴力団排除に関する特約」のとおりとする。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する紛争については、本件土地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、甲乙は合意するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

西宮市六湛寺町10番3号  
貸付人「甲」  
西宮市長 石井 登志郎

住所  
借受人「乙」  
氏名

実印

【別表】

No.	場所	所在地（地番）	数量（㎡）	月額貸付料
1	高須町1丁目住宅	高須町1丁目72番18の一部	※1	※2
2	西宮浜4丁目住宅	西宮浜4丁目2番41の一部	※1	※2
3	樋ノ口町2丁目住宅	樋ノ口町2丁目1番9の一部	※1	※2
4	甲子園口6丁目住宅	甲子園口6丁目272番の2の一部	※1	※2
5	甲子園九番町住宅	甲子園九番町158番5の一部	※1	※2
6	小松北町1丁目住宅	小松北町1丁目26番の一部	※1	※2
7	高畑町住宅	高畑町20番17の一部	※1	※2
8	上ヶ原八番町住宅	上ヶ原八番町114番1の一部	※1	※2

※1 自動販売機と空き容器分別回収ボックスの設置面積の合計

※2 数量に1㎡あたりの月額貸付料を乗じて得た金額

## 暴力団排除に関する特約

### (趣旨)

- 1 甲及び乙は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年7月1日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、次の各項に掲げる事項について合意するものとする。

### (契約からの暴力団の排除)

- 2 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

### (役員等に関する情報提供)

- 3 甲は、乙が暴力団員等に該当しないことを確認するため、乙に対して、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができるものとし、その情報を警察署長に提供して乙が暴力団等であるか否かについて、意見照会することができる。

### (警察署長から得た情報の利用)

- 4 甲は、前項の規定により照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第1項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等（要綱第2条第10号に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。）に提供することができる。

### (誓約書の提出等)

- 5 乙は、甲に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。
  - (1) 乙が暴力団等でないこと。
  - (2) 乙は、契約に係る一連の手続きにおいて、甲が警察署長への意見聴取（文書照会）の必要があると認めた場合、役員名簿等の書類を提出すること。
  - (3) この誓約書に違反したときには、甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。

### (契約の解除)

- 6 甲は、乙が暴力団等であると判明したときは、当該契約を解除することができる。

### (契約の解除に伴う措置)

7 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができない。

(乙からの協力要請)

8 乙は、第1項に定める事項を履行するにあたって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

以 上

## 西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業に関する仕様書

本仕様書は、西宮市営住宅等敷地内に災害対応型自動販売機を設置するために定める。

西宮市を貸付人（以下「甲」という。）とし、西宮市営住宅等敷地内災害対応型自動販売機設置事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う事業者を借受人（以下「乙」という。）とする。

### 1. 自動販売機の設置場所及び数量

西宮市高須町1丁目住宅 外 7住宅（別表参照）  
1住宅1台 合計8台設置（屋外のみ）

### 2. 設置期間

自動販売機設置の日から令和11年3月31日まで  
ただし、設置は令和6年4月に実施するものとする。

### 3. 設置要件

#### （1）自動販売機本体

- ① 消費電力の低減等の技術を導入した省エネタイプのノンフロン対応機で、自動点灯・消灯等の環境対策機能を備えた機種とすること。
- ② 災害時に取り出し可能な機種とすること。
- ③ 販売価格は、標準販売価格を上回らないこと。
- ④ 販売品目は、缶、ビン、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- ⑤ 設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め甲の承諾を得ること。

#### （2）空き容器分別回収ボックス

自動販売機の設置場所に1個以上の空き容器分別回収ボックスを設置し、乙の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、ボックス内に投入された容器は、全て回収・処分すること。

#### （3）電源の引き込み

電源については、特段の事情がない限り、乙が直接引き込むこと。

#### （4）災害時の対応

大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合等で、西宮市災害対策本部が設置された場合は、自動販売機内の販売品を災害援護飲料として提供すること。

### 4. 費用の負担

以下に掲げる費用は、乙の負担とする。

#### （1）貸付料

西宮市公有財産規則第31条第1項第2号により算出した貸付料。

年度ごとに、甲の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに全額を前納するこ

と。

※全額前納のため、保証人は不要。

(2) 電気料金

自動販売機使用に係る電気料金。

(3) 自動販売機取扱料

自動販売機の売上金額に乙が提案した納付率を乗じた額。なお、小数点以下は切り捨てる。  
甲の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに納付すること。

(4) その他

- ① 自動販売機の設置に要する費用（電源工事を含む。）
- ② 維持管理及び補修に要する費用
- ③ 施設の改修等に伴う移設又は一時撤去に要する費用
- ④ 設置期間満了又は期間の途中で契約解除となった場合の原状復旧に要する費用

5. 維持管理等

- (1) 乙は、設置する自動販売機に、販売・管理するものの会社名又は管理者名及びその連絡先を明記し、故障等の各種問い合わせに対応すること。
- (2) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、乙が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し徹底すること。
- (4) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で安全設置し、JIS規格「自動販売機の据付基準」及び一般社団法人日本自動販売システム機械工業会の定める「自動販売機据付基準」に基づくこと。
- (5) 自動販売機の盗難防止のため、防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。
- (6) 作業内容等については、事前に本市と協議の上、入居者の住生活に支障を来すことのないよう十分に注意して行うこと。

6. 原状復旧

乙は、設置期間が満了した場合又は貸付契約が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状復旧し、甲に返還すること。

ただし、甲が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

7. 問合せ先

〒662-0911

兵庫県西宮市池田町8番11号（池田庁舎4階）

西宮市都市局住宅部住宅調整課

TEL：0798-35-3029

Mail：juchosei@nishi.or.jp

【別表】

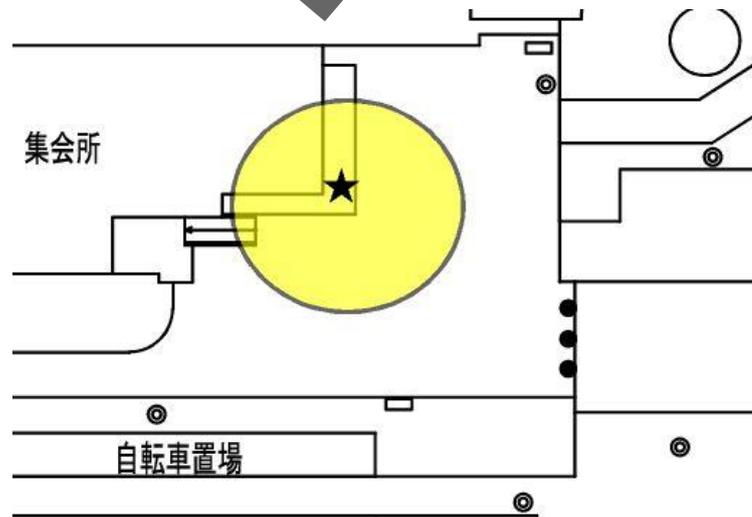
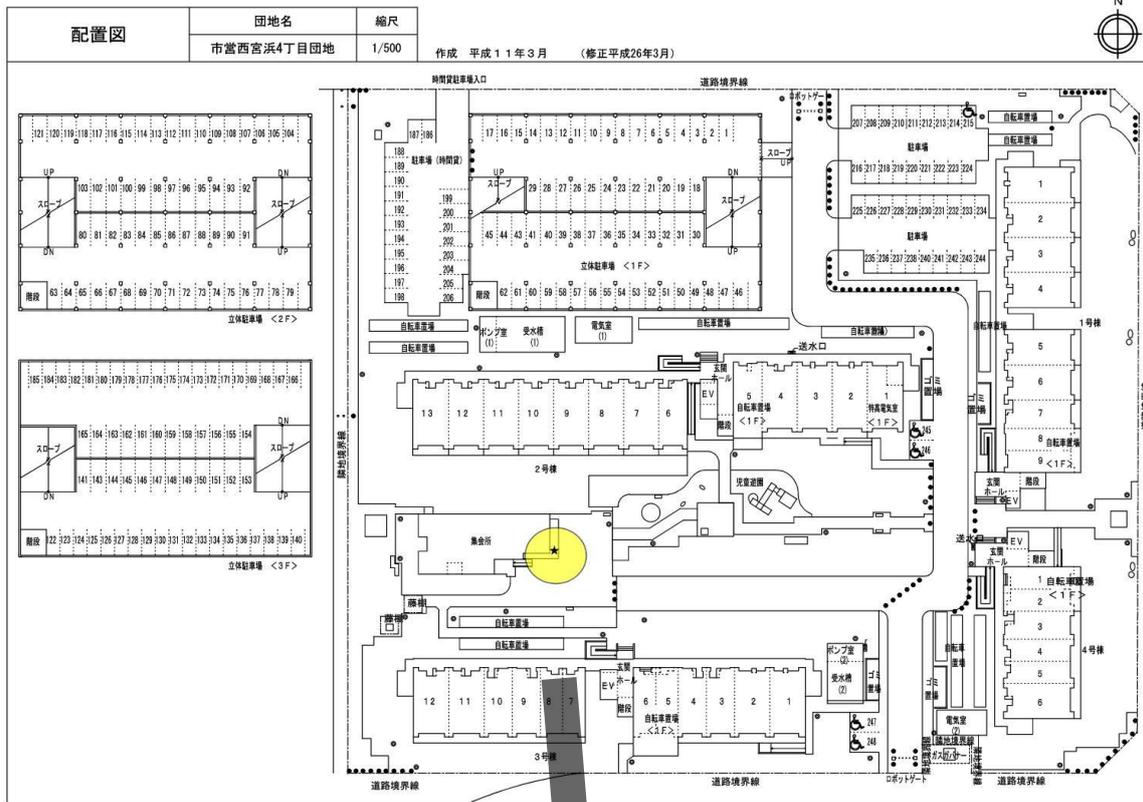
No.	設置場所	所在地（地番）
1	高須町1丁目住宅	高須町1丁目72番18の一部
2	西宮浜4丁目住宅	西宮浜4丁目2番41の一部
3	樋ノ口町2丁目住宅	樋ノ口町2丁目1番9の一部
4	甲子園口6丁目住宅	甲子園口6丁目272番の2の一部
5	甲子園九番町住宅	甲子園九番町158番5の一部
6	小松北町1丁目住宅	小松北町1丁目26番の一部
7	高畑町住宅	高畑町20番17の一部
8	上ヶ原八番町住宅	上ヶ原八番町114番1の一部



# 設置場所付近図

西宮浜4丁目住宅

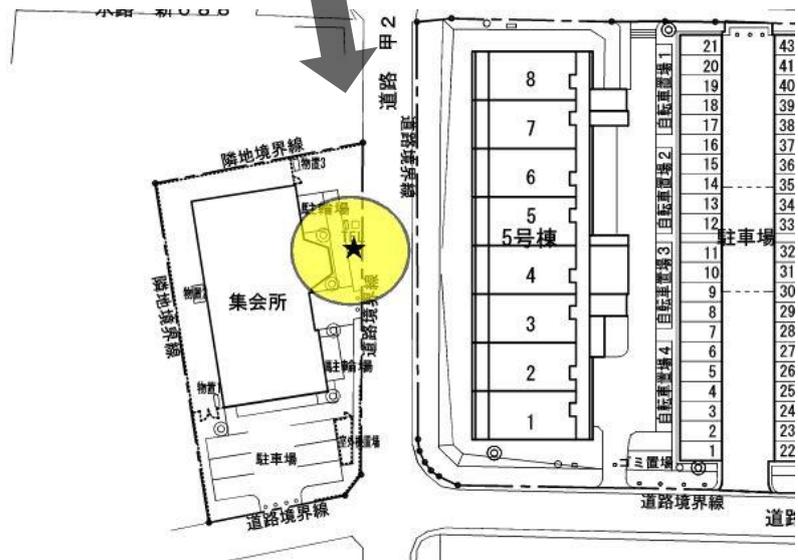
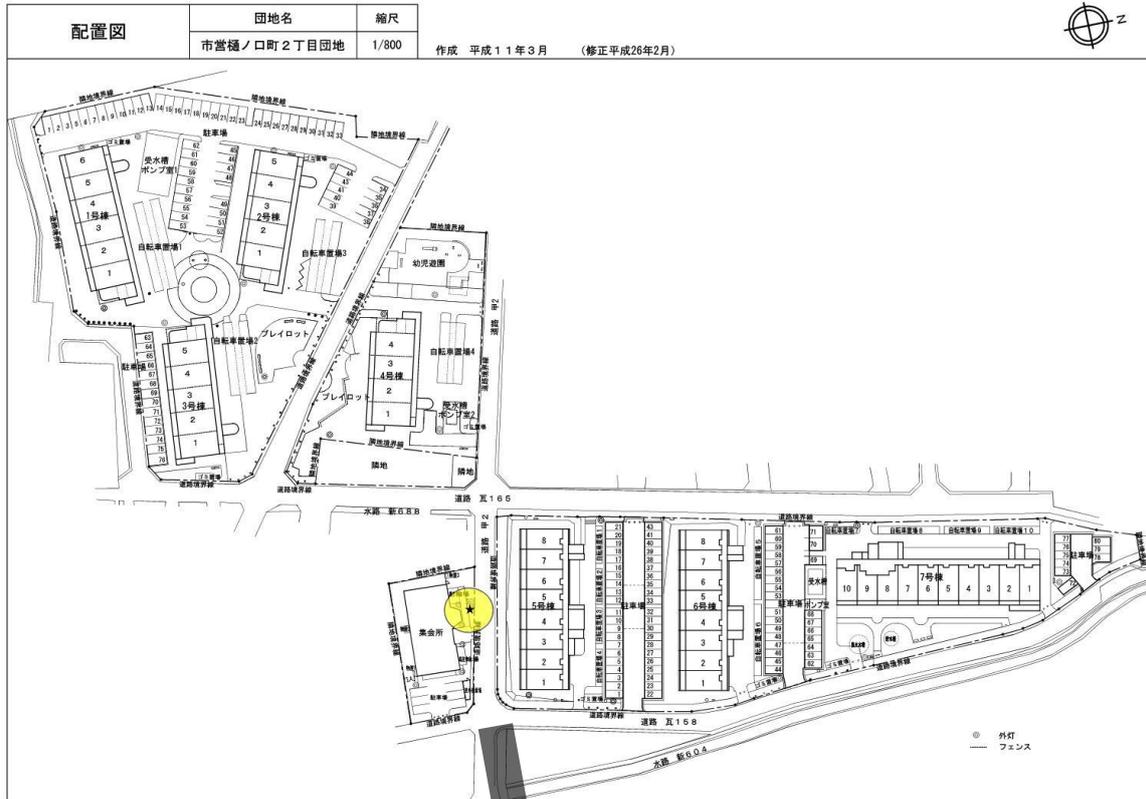
★は自動販売機設置予定場所



# 設置場所付近図

樋ノ口町2丁目住宅

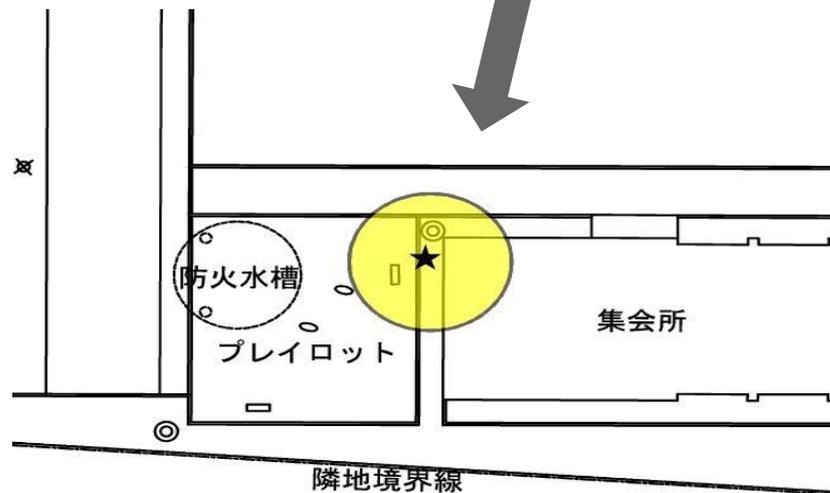
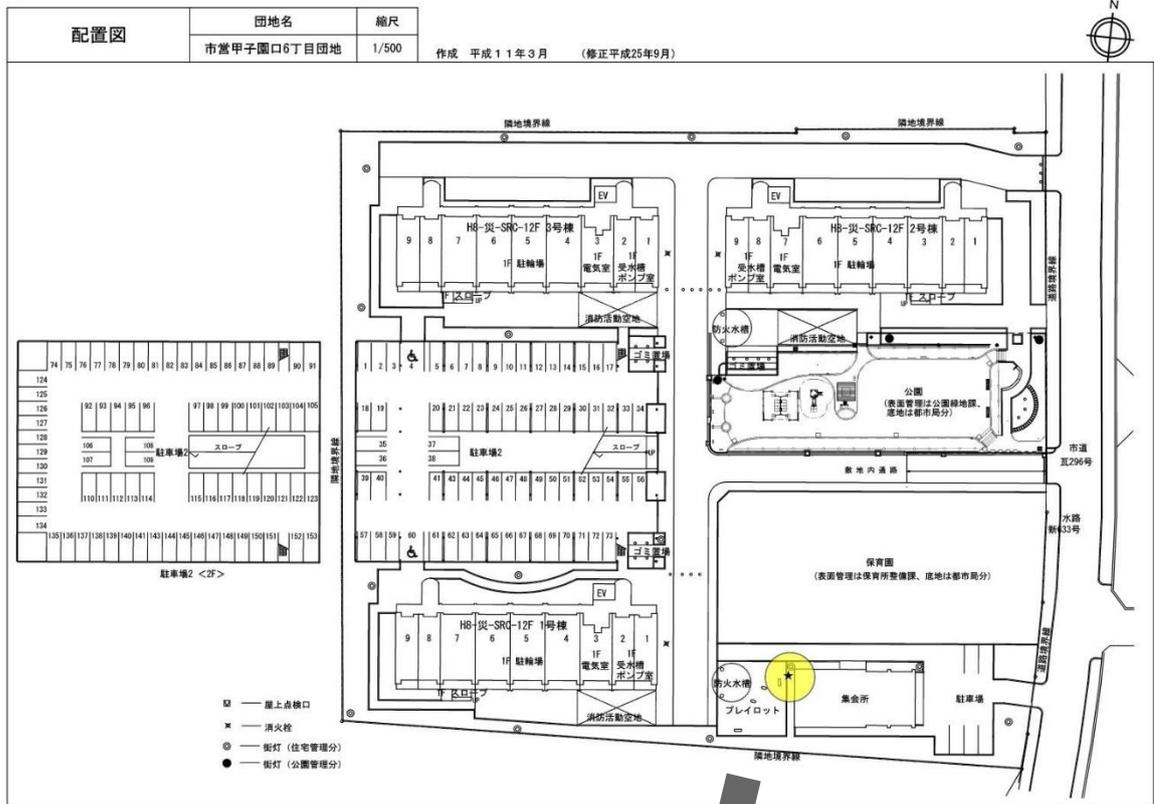
★は自動販売機設置予定場所



# 設置場所付近図

甲子園口6丁目住宅

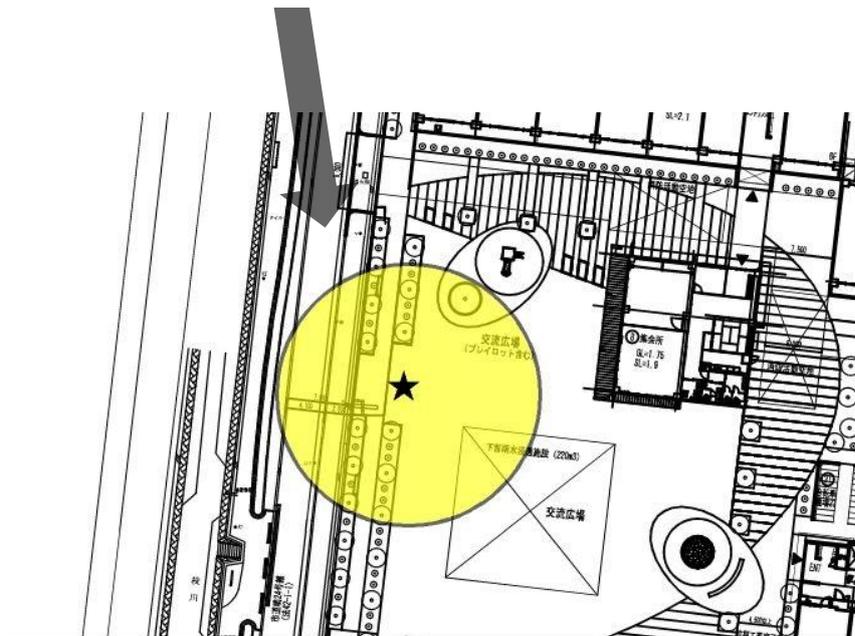
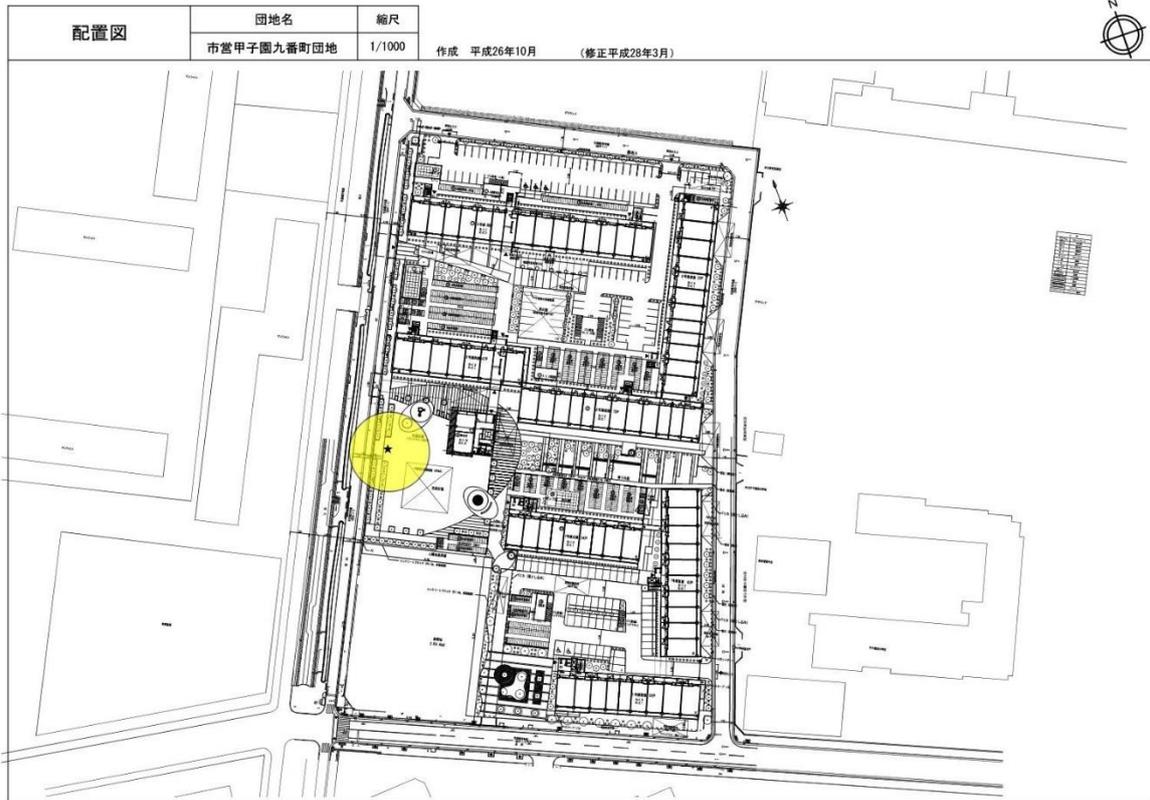
★は自動販売機設置予定場所



# 設置場所付近図

甲子園九番町住宅

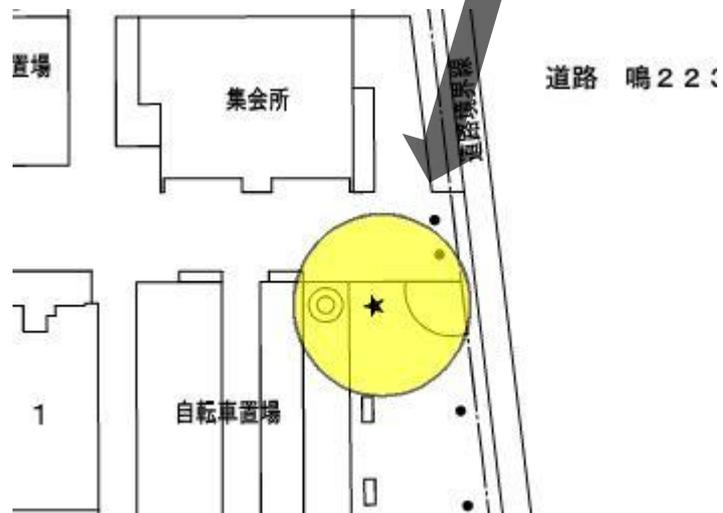
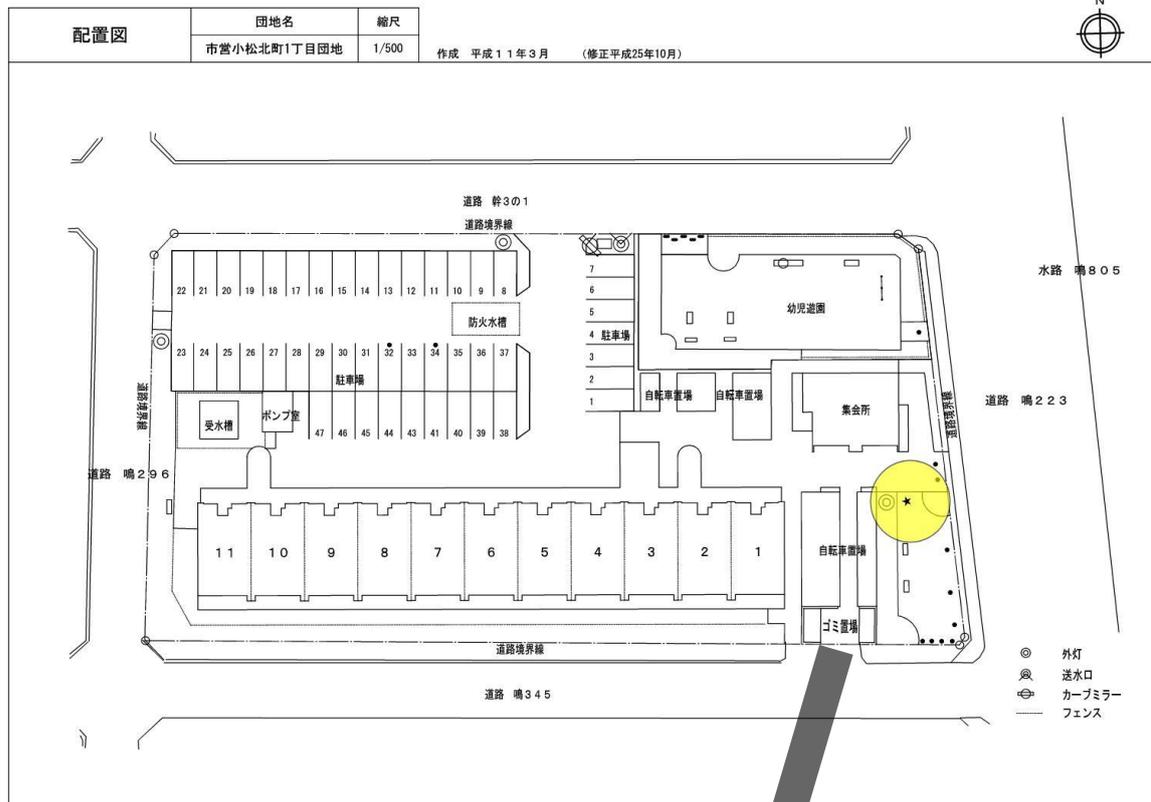
★は自動販売機設置予定場所



# 設置場所付近図

小松北町1丁目住宅

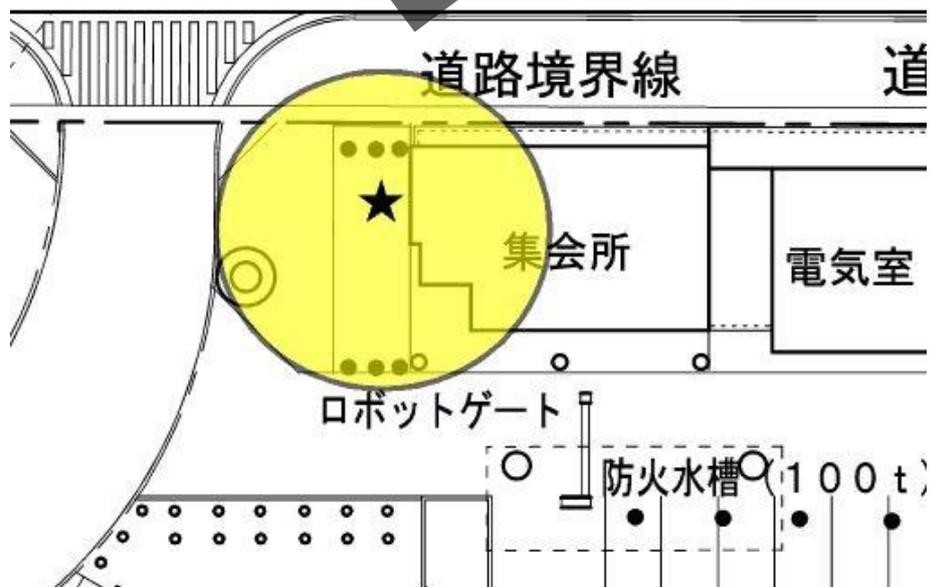
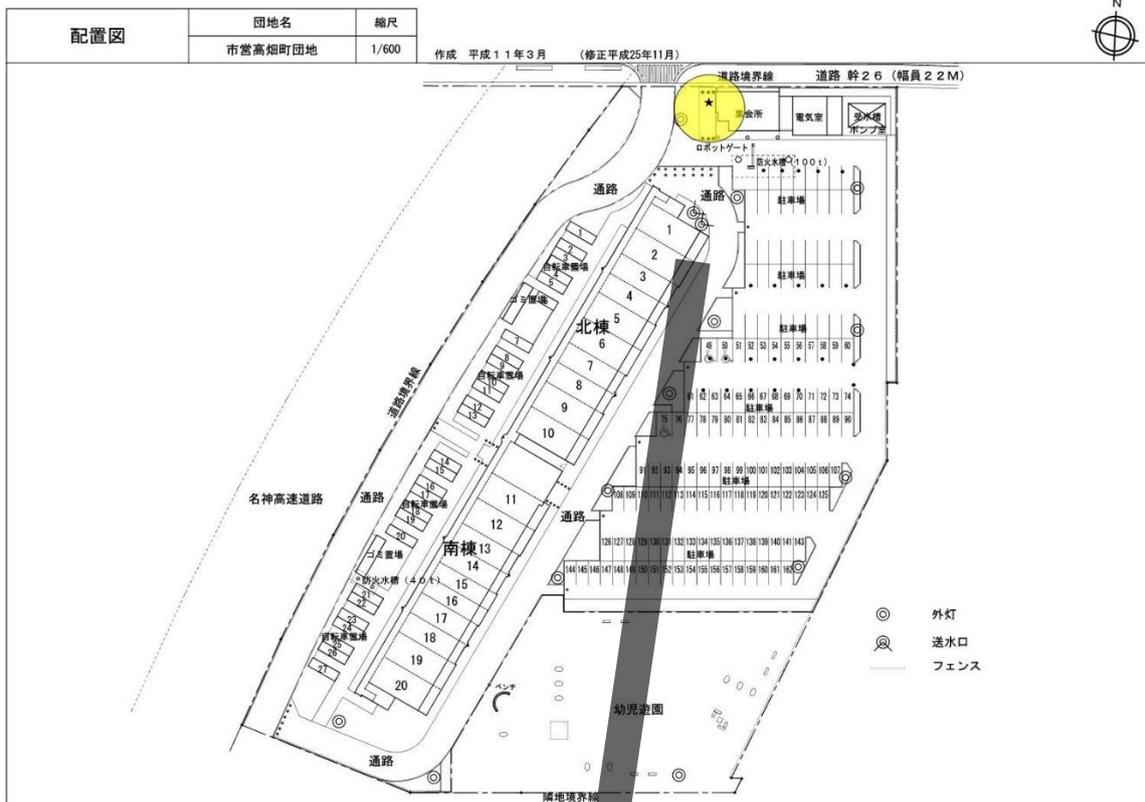
★は自動販売機設置予定場所



設置場所付近図

高畑町住宅

★は自動販売機設置予定場所



# 設置場所付近図

上ヶ原八番町住宅

★は自動販売機設置予定場所

